

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略) 地域密着型介護老人 福祉施設 つつじガ ーデン小千谷	(略) 小千谷市大字四 ツ子509番地1	小千谷市	(略) 地域密着型介護老人 福祉施設 つつじガ ーデン小千谷	(略) 小千谷市大字四 ツ子509番地1
	<u>モス・コーラ特別養 護老人ホーム</u>	<u>小千谷市大字桜 町3146-2</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。